

令和5年8月2日	資料4
第3回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム	

## 第3回検討チームにおいてご議論いただきたい点

### 1. 精神保健に係る相談支援体制の整備

#### 【現状及び課題】

- 第2回検討チームでは、市町村の体制整備で肝になるのは、保健と福祉の両軸、両方の基軸をつくっていくことなので、例えば福祉のワンストップ型も提案に入っていたと思うが、保健師が配置されている等、保健の基軸をしっかりとつくっていくことを意識して体制整備していく必要性を広く伝えていく必要があるとの意見があった。
- 重層的支援体制整備事業は重要だが、市町村の精神保健に関する適切な基盤整備がない中で相談窓口だけ始めてしまうと結局、引き受け手がなく苦勞することになるので、市町村で精神保健の窓口としての日常的な支援の基盤を整備するとともに、精神保健に問題解決型で関わっていくことが求められるとの意見もあった。
- また、相談側からすると、市町村が一番身近な相談窓口といわれているものの、それを担う職員がその後、どのように関わってくれるのかが、見えにくくなってしまいうことも逆にあるので、相談者が頼ったときに、こういう場合には、こういう部門とこんな人たちが関わって、一緒に解決に向けて歩んでいくという道筋が見える相談支援体制ができるとういといった当事者からの指摘もあった。
- さらに、小規模自治体では、人材育成に困難を抱えているので、保健所や精神保健福祉センターといった都道府県のバックアップが重要であり、都道府県や保健所からのスーパースタッフによる支援も具体的なフロー図の中に描いていただけると、分かりやすくなるのではないかと意見もあった。

#### 【論点】

#### 1) 保健の位置づけの明確化

- 市町村の管理職等が精神保健に係る相談支援体制整備を進めることの重要性を理解し、庁内で連携して相談支援に取り組むことができるよう、保健師等の専門職の確保及び相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作ることを推奨してはどうか。
- また、市町村におけるこうした体制整備の重要性については、関係法令や「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」にも明記することとしてはどうか。

#### 2) 庁内外との連携の可視化

- 今回、研究班から提示された市町村の精神保健に係る相談体制の担当部署・横断的連携体制のイメージについて、不足している点や改善を要する点等はないか。また、連携の重要性については、関係法令や「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」等における記載を充実させることにより、更なる連携を促すこととしてはどうか。

## 2. 精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

### 【現状及び課題】

- 第2回検討チームでは、精神保健福祉法改正に伴う対象拡大によるニーズにも市町村で対応するためには、非専門職であっても、ニーズに気づき、支援を担える人材を増やしていく方向性には賛成であるとの意見があった。
- 小規模市町村単独での育成には限界があるため、精神保健福祉センターや保健所といった都道府県の支援が重要であるとの意見も聞かれた。
- また、市民とのファーストコンタクトを担う非専門職も、メンタルヘルスに対する理解を深める必要があることから、心のサポーター養成研修やゲートキーパー養成研修の活用も効果的ではないかとの指摘もあった。
- 精神保健部門の担当者として支援を担う専門職が、精神保健福祉相談員の講習会を受講することにより、現場の精神保健の中で家族支援やピアサポーター等、地域にいる支援関係者をどれだけ知っているのか、社会福祉士等の専門職にも地域にどんな人がいるのか、地域がどんな声を出しているのか聞ける場面があることが重要であるとの意見もあった。
- また、精神保健福祉相談員の講習カリキュラム改訂案には、講義は動画で事前視聴可能とあるが、講習会だけでなく広く活用可能な教材まで作成してもらえるとよいとの意見や、各市町村においても、受講を促すための仕掛けや、精神保健福祉相談員になった職員が、現場で実践を行えるような組織的な理解と土壌を用意する必要があるとの意見もあった。
- さらに、精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムの受講が、保健師だけでなく、社会福祉士や一般の行政職等の福祉分野に関わる職員のキャリアラダーの一部になっていくとよいとの指摘も聞かれた。
- なお、庁内で専門職にスーパーバイズする人材は、市町村、都道府県でもそうあるが、計画的である程度長期的な意図を持った配置が行う等、計画的に育成しないと、これから複雑な精神保健の問題が出てきた場合に対応できないのではないかと指摘もあった。

### 【論点】

- 1) 精神保健部門またはそれ以外の部門・機関においてニーズに気づく事務職
  - 受講が望ましい研修について、前回、研究班から提案のあった精神保健福祉相談員の講義（13時間）の一部や、心のサポーター養成研修、ゲートキーパー養成研修が考えられるが、各都道府県等が状況に応じて、選択・実施することを推奨してはどうか。
- 2) 精神保健部門において精神保健の担当者として、支援を主に担う専門職
  - 精神保健福祉相談員の講習会は、要件にある保健師以外に相談支援を担う他の専門職にとっても役立つ内容となっており、複数専門職の参加により互いの専門性への理解も高まることから、都道府県等が開催する際には保健師以外の専門職にも受講を促進することが望ましい旨を国から示してはどうか。
  - 精神保健福祉相談員の講習会を開催しない都道府県等においては、厚生労働科学研究班が作成した研修プログラムの受講を専門職に推奨することとしてはどうか。また、その場合、将来的には、当該研修はどこが実施することが望ましいか。

3) 庁内で連携体制の構築を担うなど、推進力を発揮する専門職

- 研修だけではなく、一定の業務経験を積ませることで行政職及び専門職として必要な知識や技術、人脈等も獲得可能であることから、組織として戦略的かつ計画的な人事異動等による育成を推進していくことが必要ではないか。
- そうした役割を管理職等に発揮してもらうためには、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」に各市町村内での精神保健に係る相談支援体制の整備や推進力を発揮する専門職の育成の重要性を記載するとともに、本検討チームとして、国や各自治体で実施している既存の研修に含めることを提言することとしてはどうか。